

第 434 条 馬装－装具 1.2 サドルパッドに関する補足資料

2023 年 7 月 7 日

競技会規程 第 35 版 第 4 編 馬場馬術競技

第 434 条 馬装－装具

1.2 サドルパッド（鞍下ゼッケン※JEF 注）は白色かオフホワイトであること。対比色の縁飾りは認められる。ストライプ入りや多彩色のパッドは許可されない。

※規程集では「対比色と縁飾りは認められる」と記載していますが、「対比色の縁取り」に訂正いたします。なお、ここで記載されている『対比色』とは、『サドルパッドの色（白色かオフホワイト）と明らかに異なる単色』であることを意味し、具体的な色相については特に決めていません。

こちらに違反した場合のペナルティーについて、規程には記載していませんが、馬のウェルフェアや演技内容に影響がないことから、「馬装不備による失権」とはせず、第 424 条 4.2 「その他のペナルティ - 技術的過失（規定外の服装）」を適用し、合計得点率から 0.5% が差し引かれることとします。

また、サドルパッドとは、鞍下ゼッケンのみが対象となり、ゲルパッドや鞍下ゼッケンの下の物は対象になりません。



JEF で許可されるサドルパッドの一例

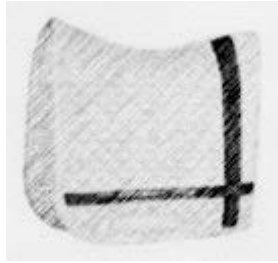
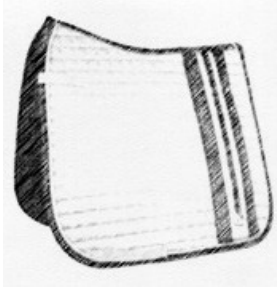


※対比色の縁飾りは認められます（具体的な色相は決めていません）

※ロゴについては、サドルパッド（鞍下ゼッケン）の両側に各 200 cm²以内のスポンサーロゴをつけることができます。こちらも、具体的な色相については特に決めていません。詳細は、第 1 編 競技会規則 第 105 条 広告と宣伝 をご参照ください。



JEF で許可されないサドルパッドの一例



※ストライプ入りや多彩色のパッドは許可されません。